



5 人 委 第 6 8 号

令 和 5 年 1 0 月 6 日

長 崎 県 議 会 議 長      徳 永   達 也   様

長 崎 県 知 事      大 石   賢 吾   様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長      水 上   正 博

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条、第 1 4 条 及 び 第 2 6 条 の 規 定 に  
基 づ き、職 員 の 給 与 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し、  
併 せ て そ の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 す る と と  
も に、職 員 の 人 事 管 理 に つ い て 別 紙 第 3 の と お り 報 告 し  
ま す。

こ の 勧 告 に 対 し、そ の 実 現 の た め、所 要 の 措 置 を と ら  
れ る よ う 要 請 し ま す。